清掃センター受け入れごみ確認表

清掃センターで受け入れるもの

構成市町内の一般廃棄物

- =産業廃棄物以外
 - ⇒右図の水色部分以外全て
 - ※能力上処理できないものを除く

【判断のポイント】

- ①どのような活動のごみかを確認
- ·事業活動?
- ・事業活動以外?(事例ごと)
- ②品目や形状を確認
- ·事業活動の場合→産廃?
 - →事業系一廃?



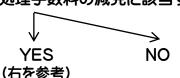
〈第1段階〉

センターで受け入れる廃棄物か?



〈第2段階〉

処理手数料の減免に該当するか?



廃棄物

事業活動以外

- ·家庭
- ·地域
- (自治会等の活動)
- ·学校

(PTA活動、バザー等)

事業活動

- ・企業
- ·商店
- ·病院
- ·官公庁
- ·学校(学校用品)

一般廃棄物

●産業廃棄物以外 (廃棄物処理法上の定義)

「家庭ごみ」+ 「産廃 (20種類) 以外の 事業系廃棄物 ※」

産業廃棄物

- ●事業活動に伴って排出
- ●法令に定める20種類
- ●固形状もしくは液状
- ●放射性廃棄物以外

≪参考≫ 条例第9条(手数料の減免) 「公益上の理由その他特別の理由があると 認めるとき」

- ・地域清掃、ボランティア活動のごみ
- ・火災、台風等の罹災ごみ
- ・その他、特別な理由があると認める場合
- ⇒事前に組合へ申請書の提出が必要

≪参考≫ 条例第8条の2(手数料適用除外) 「構成市町が委託収集する一般廃棄物」 「構成市町が直接搬入する一般廃棄物」

※事業系一般廃棄物

- ●事業活動に伴って生じても 一般廃棄物として処理され るもの(=産業廃棄物以外)
- ●法律の定義なし